

# 高浜町災害廃棄物処理計画

令和6年3月

高浜町



# 目次

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の目的	1
2. 災害廃棄物処理計画の位置づけ	1
3. 対象とする災害	2
4. 計画の基本的な考え方	6
5. 処理主体など	6
6. 災害廃棄物の定義	6
7. 災害廃棄物処理に関する基本方針	7
第2章 発災時における組織体制など	8
1. 組織体制	8
2. 災害廃棄物対策にかかる住民・事業者・行政の役割	11
3. 協力・支援体制	12
4. 住民への情報提供	17
第3章 災害廃棄物対策（平常時）	18
1. 組織体制・連絡体制の構築	19
2. 一般廃棄物処理施設などの耐震化など	19
3. 仮設トイレの備蓄・避難所ごみの収集	19
4. 災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定	19
5. 有害廃棄物等の処理方法の検討	20
6. 職員への教育訓練	20
第4章 災害廃棄物処理（発災後）	21
1. 組織体制・連絡体制の構築	22
2. 情報の収集・連絡体制の確保	22
3. 避難所ごみ・生活ごみの収集・仮設トイレのくみ取り	24
4. 収集運搬体制の整備	26
5. 処理スケジュールの作成	28
6. 処理フローの作成	28
7. 災害廃棄物処理実行計画	29
8. 仮置場の設置	30
9. 被災家屋の解体撤去	37
10. 分別・処理・再資源化	39
11. 有害廃棄物、廃家電などの処理	40

12.	環境対策	40
13.	協力・支援体制	40
14.	水害廃棄物処理に関する留意事項	40
15.	思い出の品など	42
16.	各種相談窓口の設置など	42
17.	国庫補助の適用	43
第5章 災害復旧・復興時の対応		44
1.	組織体制、連絡体制の見直し	45
2.	平常体制への移行	45
3.	災害廃棄物の処理見込み量の推計	45
4.	収集運搬体制の見直し	45
5.	処理スケジュール・処理フローの見直し	45
6.	災害廃棄物処理実行計画の見直し	45
7.	仮置場の運用の見直し及び返却	45
8.	仮設焼却施設など	46
9.	被災家屋の解体撤去	46
10.	分別・処理・再資源化	46
11.	環境対策	46
12.	最終処分	46
13.	協力・支援体制	46

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画策定の目的

近年、気候変動の影響により、日本国内外で自然災害の頻度と規模が増大しています。特に豪雨災害は、広範な地域で甚大な被害をもたらし、その後の復旧・復興作業に多大な時間と労力を要しています。災害が発生した際には、大量の廃棄物が発生することが予想され、これらの適切な処理と管理が急募されます。

この計画書は、上記のような状況を踏まえ、災害廃棄物の効率的かつ安全な処理を目的としています。具体的には、発災時における廃棄物の分類、収集、運搬、処理、最終処分に至るまでの一連の流れを明確にし、関係各機関との連携を強化することで、被災地の早期復興を促進することを目指します。

災害は予測が難しく、その発生時にどのような廃棄物がどれだけ発生するかは不明です。しかし、事前にしっかりとした計画を策定し、体制を整えておくことで、災害発生後の混乱を最小限に抑え、より迅速な対応が可能となります。

災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、国、県、本町、関連機関、そして町民や事業者による協力と連携を基盤とし、災害時における廃棄物処理の効率化とスムーズな実施を目的としています。

### 2. 災害廃棄物処理計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1-1に示します。

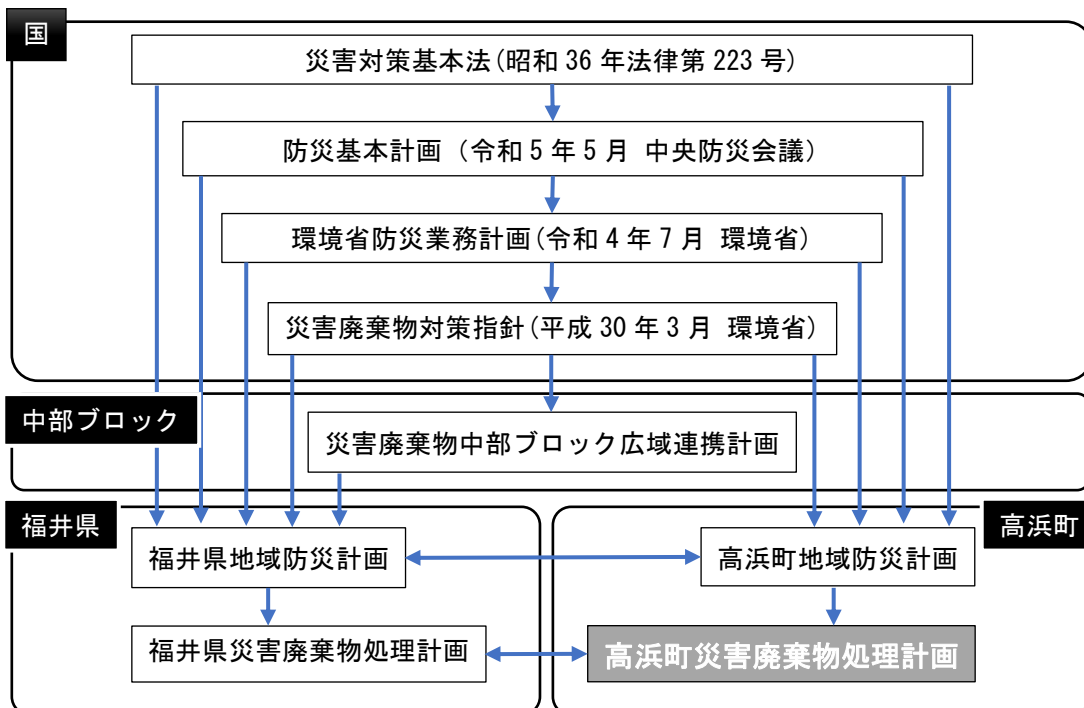


図1-1 本計画の位置付け

3. 対象とする災害

高浜町地域防災計画より、本計画の想定地震を敦賀断層地震とします。当該地域防災計画では、このほかに福井地震も想定されていますが、敦賀断層地震の被害の方が大きくなる見込みです。

被害想定を概要を表 1-1 に示します。

なお、風水害等については、被害規模の定量化がされていないため、実際の被害の状況や本町の支援要請等の内容等を考慮し、津波による被害に準じて対応を行うこととします。

表 1-1 被害想定

項目	内容	
想定地震	福井地震 (図 1-2 参照)	敦賀断層地震 (図 1-3 参照)
マグニチュード	7.1	7.2
津波浸水面積	最大 201ha (図 1-4 より算出)	
大破数	0 棟	0 棟
中破数	17 棟	103 棟
避難者数	13 人	80 人

出典：高浜町地域防災計画（震災津波対策計画編）（令和3年3月）  
福井県震災対策計画（福井県地域防災計画・震災対策編）（平成29年3月修正）

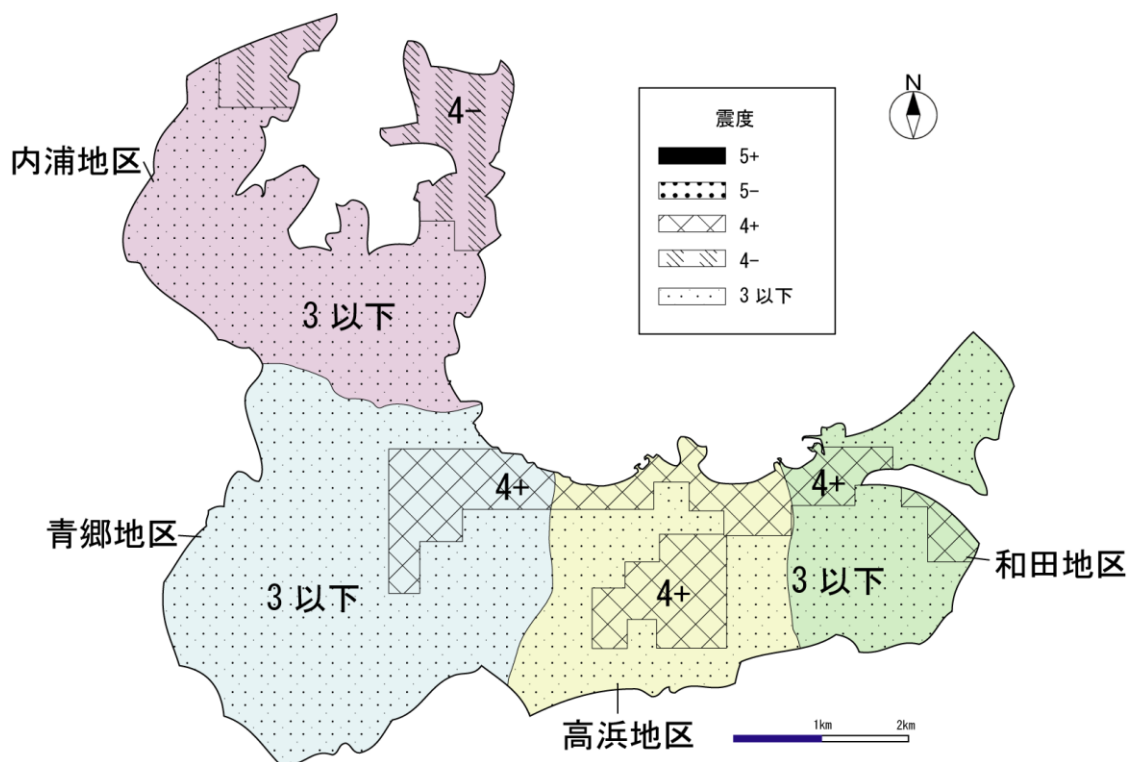


図 1-2 福井地震の想定震度

参考：高浜町地域防災計画（震災津波対策計画編）（令和3年3月）

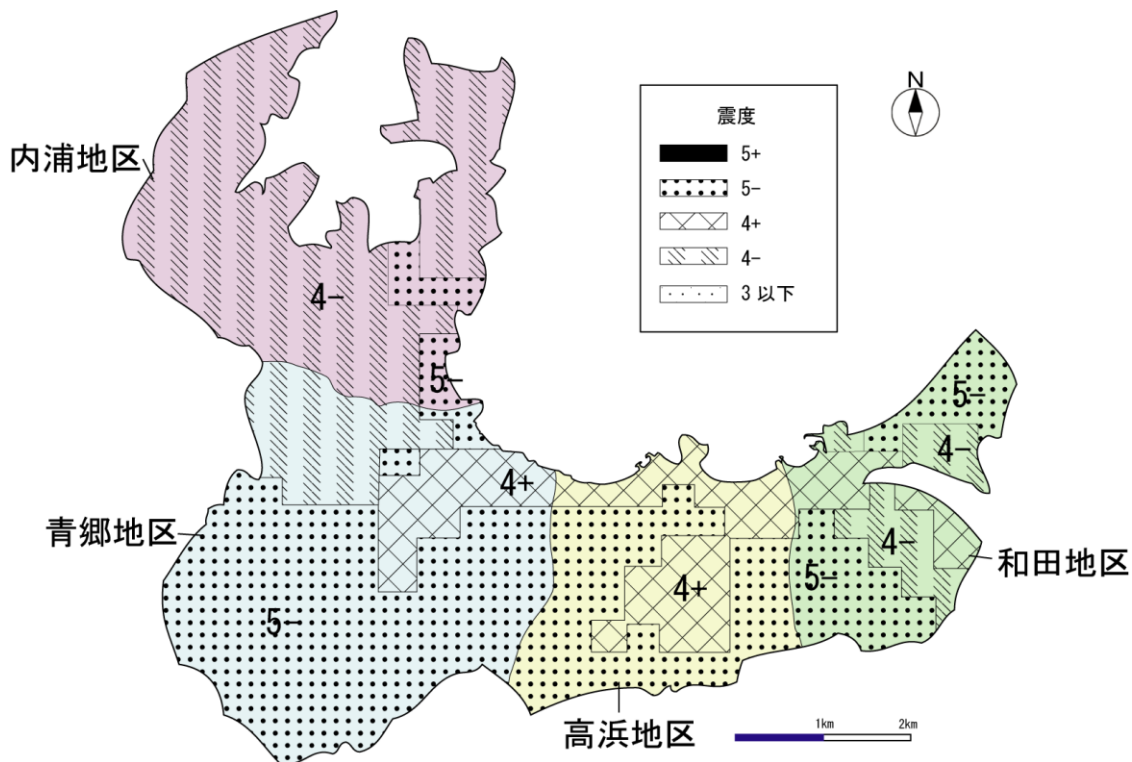


図 1-3 敦賀断層地震の想定震度

参考: 高浜町地域防災計画 (震災津波対策計画編) (令和3年3月)

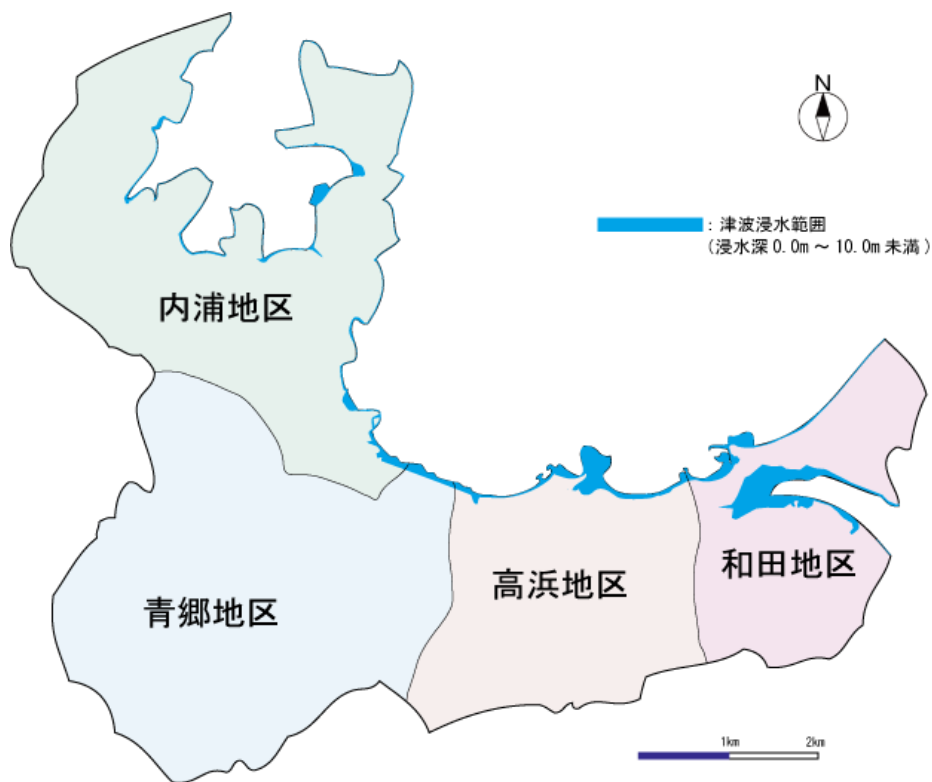


図 1-4 津波浸水範囲

参考: 高浜町津波・ため池ハザードマップ (令和3年5月)

※津波浸水範囲は高浜町津波・ため池ハザードマップに記載されている津波浸水範囲をトレースした。

1) 被害状況の概要及び災害廃棄物量の推計

被害状況の概要を表 1-2 に示します。また、災害廃棄物の推計結果を表 1. 3 に示します。

災害廃棄物は約 2,500 t、津波堆積物は約 72,500 t 発生する見込みです。

表 1-2 被害状況の概要

高浜地域		棟数(棟)			
建物区分		木造	RC造	S造	合計
被害棟数	大破	0	0	0	0
	中破	43	0	0	43
	合計	43	0	0	43

和田地域		棟数(棟)			
建物区分		木造	RC造	S造	合計
被害棟数	大破	0	0	0	0
	中破	46	0	0	46
	合計	46	0	0	46

青郷地域		棟数(棟)			
建物区分		木造	RC造	S造	合計
被害棟数	大破	0	0	0	0
	中破	14	0	0	14
	合計	14	0	0	14

内浦地域		棟数(棟)			
建物区分		木造	RC造	S造	合計
被害棟数	大破	0	0	0	0
	中破	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0

高浜町合計		棟数(棟)			
建物区分		木造	RC造	S造	合計
被害棟数	大破	0	0	0	0
	中破	103	0	0	103
	合計	103	0	0	103

出典：高浜町地域防災計画（震災津波対策編）（令和3年3月）

※「大破」：建て替えが必要あるいはそのままでは住めないような甚だしい被害状況

「中破」：そのまま住むことは可能であるが、かなりの修復が必要となるような被害状況



表 1-3 災害廃棄物など発生量の算出結果

高浜地域	災害廃棄物										津波堆積物						
	全壊(棟)					半壊(棟)					火災(棟)		被災廃棄物発生 量合計(t) ①+②+③+④	津波浸水面 積(ha)	津波1ha当た りの津波堆積 物発生量 (t/ha)	津波堆積物 (t)	
	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	①災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	②災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	③災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	④災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの粗 大ごみ発生量 (t/棟)	④粗大ごみ 発生量(t)	被災棟数(棟) (全壊+半壊)						
木	0	117	0	43	23	989	0	78	0	43	1.03	44	1,033	142	240	34,080	
合	0	-	0	43	-	989	0	-	0	43	-	44	1,033	142	-	34,080	
和	災害廃棄物																
全壊(棟)	半壊(棟)					火災(棟)					被災棟数(棟) (全壊+半壊)		被災廃棄物発生 量合計(t) ①+②+③+④	津波浸水面 積(ha)	津波1ha当た りの津波堆積 物発生量 (t/ha)	津波堆積物 (t)	
1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	①災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	②災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	③災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	④災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの粗 大ごみ発生量 (t/棟)	④粗大ごみ 発生量(t)								
木	0	117	0	46	23	1,058	0	78	0	46	1.03	47	1,105	78	240	18,720	
合	0	-	0	46	-	1,058	0	-	0	46	-	47	1,105	78	-	18,720	
青	災害廃棄物																
全壊(棟)	半壊(棟)					火災(棟)					被災棟数(棟) (全壊+半壊)		被災廃棄物発生 量合計(t) ①+②+③+④	津波浸水面 積(ha)	津波1ha当た りの津波堆積 物発生量 (t/ha)	津波堆積物 (t)	
1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	①災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	②災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	③災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	④災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの粗 大ごみ発生量 (t/棟)	④粗大ごみ 発生量(t)								
木	0	117	0	14	23	322	0	78	0	14	1.03	14	336	30	240	7,200	
合	0	-	0	14	-	322	0	-	0	14	-	14	336	30	-	7,200	
内	災害廃棄物																
全壊(棟)	半壊(棟)					火災(棟)					被災棟数(棟) (全壊+半壊)		被災廃棄物発生 量合計(t) ①+②+③+④	津波浸水面 積(ha)	津波1ha当た りの津波堆積 物発生量 (t/ha)	津波堆積物 (t)	
1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	①災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	②災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	③災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	④災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの粗 大ごみ発生量 (t/棟)	④粗大ごみ 発生量(t)								
木	0	117	0	0	23	0	0	78	0	0	1.03	0	0	52	240	12,480	
合	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	52	-	12,480	
高	災害廃棄物																
全壊(棟)	半壊(棟)					火災(棟)					被災棟数(棟) (全壊+半壊)		被災廃棄物発生 量合計(t) ①+②+③+④	津波浸水面 積(ha)	津波1ha当た りの津波堆積 物発生量 (t/ha)	津波堆積物 (t)	
1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	①災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	②災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	③災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの災 害廃棄物発生 量(t/棟)	④災害廃棄物 発生量(t)	1棟当たりの粗 大ごみ発生量 (t/棟)	④粗大ごみ 発生量(t)								
木	0	117	0	103	23	2,369	0	78	0	103	1.03	105	2,474	302	240	72,480	
合	0	-	0	103	-	2,369	0	-	0	103	-	105	2,474	302	-	72,480	

※1 1棟当たりの災害廃棄物発生量：全壊 117t/棟、半壊 23t/棟、火災木造 78t/棟(災害廃棄物対策指針【技 1-11-1-1】災害廃棄物(避難所ごみ、し尿を除く)の推計方法より)  
 ※2 1棟当たりの粗大ごみ発生量：1.03t/棟(阪神・淡路大震災の際の神戸市における地震発生12ヶ月後までの粗大ごみの通常時発生量を除く増加分を全壊棟数で除して求めた。)  
 ※3 津波1㎡当たりの津波堆積物発生量：0.024t/㎡(=240t/ha)(災害廃棄物対策指針【技 1-11-1-1】災害廃棄物(避難所ごみ、し尿を除く)の推計方法より)  
 ※4 津波の浸水面積は、高浜町津波ハザードマップ(平成 26 年 2 月)に掲載されていないため、高浜町地域防災計画の津波最大浸水面積を CAD により計測しその合計面積が 302ha に合致するように按分し算出した。

#### 4. 計画の基本的な考え方

本計画で想定する災害廃棄物は、自然災害によって直接発生した廃棄物を原則とし、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象としません。

また、本計画をより実効性のある計画とするため、以下のような状況において必要に応じ見直します。

- ① 本町の地域防災計画や被害想定が見直された場合
- ② 関係法令や災害廃棄物対策指針の改正などが行われた場合
- ③ 本町や他市町村などの災害対応を踏まえ、計画の内容に改善すべき点が生じた場合

#### 5. 処理主体など

災害廃棄物の処理主体は本町となります。

被害が甚大で、自ら処理することが困難な場合には、災害応援協定に基づき他の市町村などに応援を要請します。

大規模災害により広範囲の市町村が被災し、市町村の相互支援では処理が進まない場合は、地方自治法第252条の14の規定により、県に対し事務委託を要請し、災害廃棄物の処理を行います。

#### 6. 災害廃棄物の定義

##### 1) 災害廃棄物の定義

本計画で対象とする廃棄物は、発災時に特別な処理を必要とする災害廃棄物です。災害廃棄物は一般廃棄物であり、本町に処理責任があります。ただし、性状的には産業廃棄物に類似したがいき類が多量に発生することがあります。

##### 2) 災害廃棄物の種類

災害廃棄物とは、自然災害により生じた廃棄物のことをいい、一般廃棄物として取り扱うことになっており、表 1-4 のような種類のものが想定されます。

表 1-4 災害廃棄物の種類

区分	内容
①がれき	損壊建物の撤去などに伴って発生するコンクリートがら、廃木材など
②適正処理が困難な廃棄物	アスベスト、PCB、プロパンガスボンベ、消火器など適正処理が困難な廃棄物
③生活ごみ	災害により発生した生活ごみ、資源物など
④粗大ごみ	災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品など
⑤し尿	避難所などの仮設トイレなどからの汲み取りし尿

## 7. 災害廃棄物処理に関する基本方針

災害廃棄物処理に関する基本方針を表1-5に示します。

表1-5 基本方針

基本方針	
①再資源化の推進	災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置き場における分別の徹底などにより、可能な限り再資源化に努めます。
②衛生的な環境の確保	廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみなどの腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理します。また、環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講じます。
③3年以内の処理	復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定します。
④広域化体制の構築	3年以内に処理できない恐れがある場合は、広域化体制を構築します。
⑤県への事務委託	本町の行政機能が喪失した場合には、県に対し地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務委託）の規定に基づく事務委託により災害廃棄物処理を行います。

### 第2章 発災時における組織体制など

平常時においては、発災時を想定した災害廃棄物処理に関し検討する必要があります。以下はその検討内容です。

#### 1. 組織体制

##### 1) 発災時の組織体制

組織図は図 2-1 のとおりです。災害廃棄物対策組織は、主として住民生活課（発災時には住民衛生部として機能する）が主体となり構成されますが、状況に応じて、他部署からの応援により組織を強化します。



出典：高浜町地域防災計画（震災・津波対策計画編）

図 2-1 組織体制

2) 役割分担

本町の災害廃棄物処理における衛生班の役割分担(案)を、初動期、応急対応、復旧・復興における作業の流れとともに表2-1に示します。

表2-1 衛生班の役割分担(案)

担当	災害廃棄物処理計画上の区分 業務内容	災害予防		災害応急対応				復旧・復興	
		平常時	初動期		応急対応				
			前半	後半	前半	後半			
総務担当	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理 (防災部署との連携も含む)	●	→						
	職員参集状況の確認と人員配置		→						
	廃棄物等対策関連情報の集約		→						
	災害対策本部との連絡		→						
	住民への広報	●		→					
	相談・苦情の受付			→					
	事業者への指導(産廃管理)			→					
	県および他市町等への連絡		→						
	応援の要請(広域処理関係)			→					
	国庫補助の対応				→				
	災害廃棄物処理実行計画の策定と見直し (処理フロー、災害廃棄物発生量推計)	●			→				
	生活ごみ 処理担当	避難所及び一般家庭から排出される一般廃棄物の収集・処理			→				
備蓄、点検		●	→						
処理施設復旧、必要機材確保		●			→				
し尿 処理担当	仮設トイレの設置、維持管理、撤去		→						
	し尿の収集・処理		→						
	備蓄、点検	●	→						
	処理施設復旧、必要機材確保	●			→				
がれき等 処理担当	がれき等の撤去(道路啓開、家屋の解体撤去)		→						
	仮置き場、仮設処理施設の設置、運営管理 撤去				→				
	環境対策、モニタリング、火災対策				→				

※1 災害予防(被害抑止・被害軽減) : 地震発生までの期間  
 ※2 災害応急対応 : 人命救助から生活再開までの期間  
 ※3 復旧・復興 : 災害廃棄物の処理が完了するまでの期間

## 2. 災害廃棄物対策にかかる住民・事業者・行政の役割

住民、事業者、行政、関係団体の役割を以下のように定めます。災害時、各主体はお互いに協力し、災害廃棄物の円滑な処理を推進する必要があります。

### 1) 住民・事業者の役割

住民・事業者の役割は次のとおりです。

- 混乱に乗じた排出ルールに則らない便乗ごみの排出、不法投棄、野焼きなどの不適正な処理は行わないこと。
- 生活ごみ、処理困難物、災害廃棄物などの排出、処理方法について、本町が示すルールに協力すること。

### 2) 行政の役割

行政（本町）の役割は次のとおりです。

- 庁舎内の連絡体制を構築すること。
- 仮設トイレやその管理に必要な物品の調達元を把握すること。
- 他市町村や廃棄物処理業者などとの連携体制を構築すること。
- 災害廃棄物の発生量を迅速かつ的確に把握し、処理、処分方法及びスケジュールなどを含めた実行計画を作成すること。
- 災害廃棄物の仮置場の候補地を選定し、設置、維持管理を行うこと。
- 発災時の被災建物などの解体・撤去、ごみの収集運搬、ごみ処理体制などを構築すること。
- 発災時でのボランティア活動が円滑にできるような体制を構築すること。
- 住民、事業者及び関係団体などに対し発災時の廃棄物処理について啓発を行うこと。

### 3) 関係団体の役割

関係団体とは、災害廃棄物処理に関する協力体制を取ります。

協力体制の内容（例）は次のとおりです。

**本町が被災した場合に関係団体に協力を要請する事項（例）**

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

**その他の取り決め事項**

- (1) 情報提供
- (2) 実施報告
- (3) 災害補償
- (4) 連絡窓口
- (5) その他

また、関係団体の役割は次のとおりです。

- 平常時から災害時に備え、町の災害廃棄物の方針や施策に協力すること。
- 災害時の生活ごみの排出方法、解体物の解体に伴うがれきなどの排出方法などについて、廃棄物の円滑な処理に協力すること。
- 仮置場などの運営管理や災害廃棄物処理に協力すること。

### 3. 協力・支援体制

被害が甚大な場合は、近隣市町村と協力して災害廃棄物を処理したり、県への事務委託による処理実施を検討します。

#### 1) 他市町村との協定

あらかじめ他市町村と協定を締結することにより、災害廃棄物処理を委託できるようにします。

#### 2) 県への処理委託

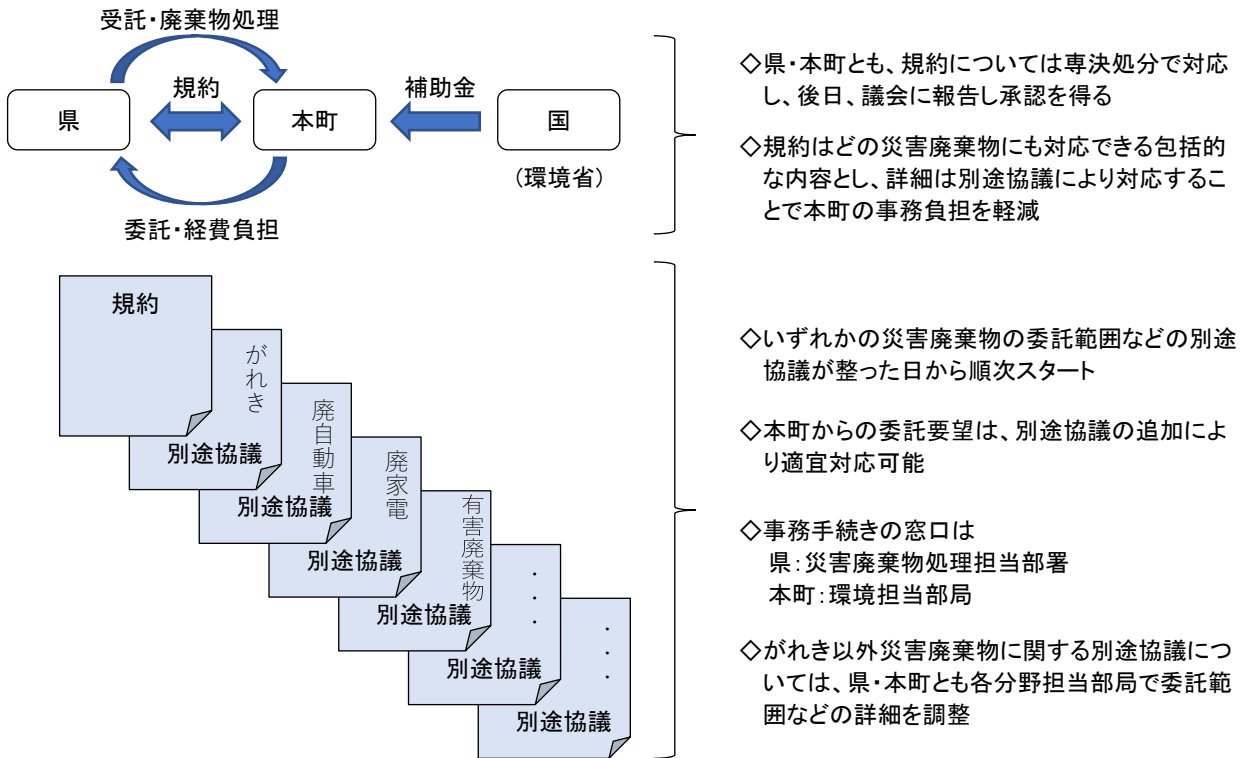
さらに甚大な被害が生じ、本町の行政機能が機能しない場合など、県へ事務委託を行い、県が関係部局などと連携して災害廃棄物の処理を進めていきます。地方自治法第252条の14（事務の委託）が法的な根拠となり、本町及び県の議会承認が必要となります。

以下は、事務委託の手続きの例です。



【本町から県への事務委託スキーム】（根拠：地方自治法第252条の14）

備考：災害廃棄物対策指針技術資料（技術1-9-2）より作成



参考資料 事務委託に関するひな形  
（県と町との協議書類）

福井県知事 ○○ ○○ 殿

高浜町長 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の委託について（協議）

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物の事務を委託したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により協議します。

(別紙)

高浜町と福井県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

(災害等廃棄物処理の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、高浜町は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理(以下「災害等廃棄物処理の事務」という。)を福井県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により福井県に委託する災害等廃棄物処理の事務(以下「委託事務」という。)の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第3条 委託事務の管理及び執行については、福井県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、福井県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第4条 委託事務に要する経費は、高浜町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、高浜町と福井県とが協議して定める。この場合において、福井県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を高浜町長に送付するものとする。

(補足)

第5条 福井県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに高浜町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、高浜町と福井県とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

3) 廃棄物関係団体との協定

他市町村、県への委託の他に、廃棄物関係団体と災害廃棄物処理の協定を行い、関係団体に応援を要請します。

① 災害ボランティア

発災後の混乱の中、復旧作業を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たします。本町では社会福祉協議会とともにボランティアに対するニーズを把握します。また、活動拠点の提供などの環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努めます。

現場のニーズとボランティアとの連絡調整を図ることが大切であるため、災害ボランティアコーディネーターの育成に努めます。

② 連携体制の構築

大規模な災害の発生に備え、広域の連携体制を事前に構築する必要があります。連携体制（案）を図2-2に示します。

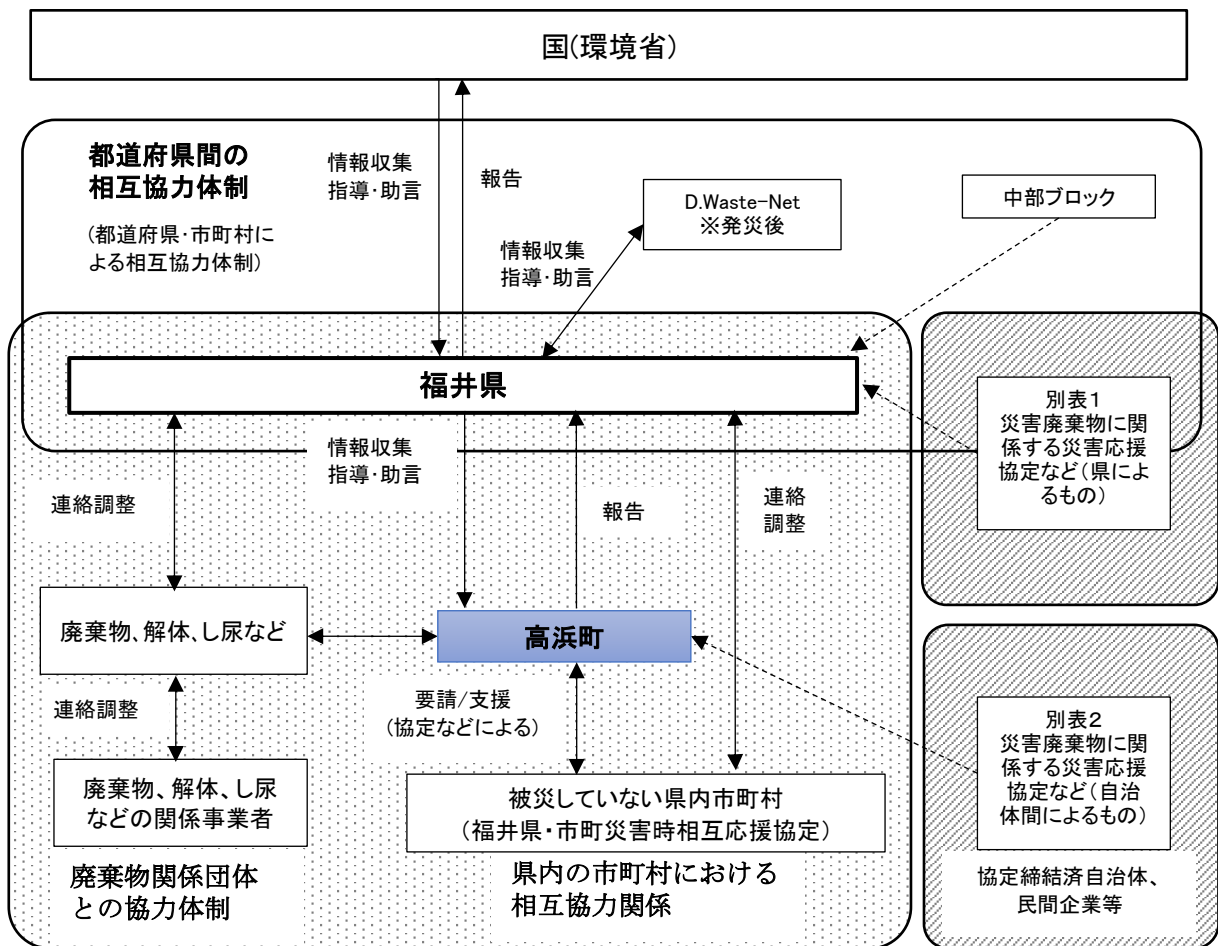


図2-2 連携体制（案）

備考：災害廃棄物対策指針を参考に作成

【別表1 災害廃棄物に関する災害応援協定など（県によるもの）】

協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
福井県、一般社団法人福井県産業資源循環協会	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	県内市町および一部事務組合が実施する災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理処分、仮置場の管理・運営等
福井県、高浜町	福井県・市町災害時相互応援協定	廃棄物処理に関する指導・助言、事務委託

【別表2 災害廃棄物に関する災害応援協定など（自治体や民間企業等によるもの）】

協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
大栄環境株式会社	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	災害廃棄物の撤去、積込、運搬、処分等
株式会社コメリ	災害時における物資供給に関する協定	各種物資供給等（廃棄物に限らない）
株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関する協定	各種物資供給等（廃棄物に限らない）
福井県民生活協同組合	災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	各種物資供給等（廃棄物に限らない）
高浜町建設業協同組合	災害時における応急対策活動に関する協定	道路啓開作業等（廃棄物に限らない）

## 4. 住民への情報提供

広報手段、広報する内容を表2-2及び表2-3に示します。

発災時は、通信の不通などが想定されるため、災害廃棄物処理などに関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行います。特に、観光客や工事関係者は不定期に滞在するため、その実態を把握することは困難です。このため、災害時には屋外放送や広報車による巡回、町職員・消防団などによる個別巡回等の組み合わせにより伝達を行います。

表2-2 広報手段（例）

対象者	広報手段
庁内各課	庁内放送、庁内電話、庁内電子メール、庁内Webなど
一般住民、被災者	防災行政無線、広報車、自治会組織回覧・掲示板、避難所掲示板、広報紙、報道機関、ホームページ、SNS、携帯アプリ、戸別巡回など
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX、電子メールなど
報道機関	電子メール、電話、FAX、文書、会見など

表2-3 広報内容（例）

項目	広報内容	
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画</li> <li>・生活ごみの排出ルール</li> </ul>	
発災後	生活ごみの処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町が定める仮置場及び収集日時</li> <li>・仮置場のごみの整理、流出の防止などの管理</li> <li>・収集ルート及び日程、収集期間</li> <li>・住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）</li> </ul>
	し尿処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの維持管理方法</li> <li>・収集日時</li> <li>・し尿処理の原状復旧の見通し</li> </ul>
	災害廃棄物に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベなどの危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法など）</li> <li>・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼きなどの禁止</li> <li>・住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）</li> <li>・仮置場の場所及び設置状況</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア支援依頼について</li> <li>・損壊家屋などへの対応について</li> <li>・本町への相談窓口について</li> </ul>

第3章 災害廃棄物対策（平常時）

発災時に備え、災害廃棄物の処理に係る組織体制などをあらかじめ定めるとともに、法令・最新の知見などを踏まえ、随時計画の見直しを行うものとします。（赤背景部分）  
また、発災時に円滑な協力が得られるよう、関係団体と連絡を密にします。

表3-1 平常時の処理の流れ

平常時 （発災前）	①組織体制、連絡体制の構築	平常時に庁内の組織体制づくりを行うとともに、関連団体との連絡体制を構築します。
	②一般廃棄物処理施設などの耐震化など	既存施設については、耐震診断などの実施をするとともに、新設・改良時は耐震性などに配慮します。
	③仮設トイレの備蓄・避難所ごみの収集	あらかじめ仮設トイレなどの備蓄に努めます。 また、避難所から排出される廃棄物の保管場所、保管方法、分別ルール、収集運搬ルートを想定しておきます。
	④災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定	地域防災計画などを参考に、災害廃棄物量をあらかじめ予測するとともに、仮置場候補地を選定します。
	⑤有害廃棄物などの処理方法などの検討	有害廃棄物などの保管状況を把握するとともに処理方法を検討します。
	⑥職員への教育訓練	図上訓練など、職員への教育訓練を行います。

↓**発災！**

初動対応 （発災後約1か月まで） ～ 応急対策期（発災後約1か月から約1年後まで）	①組織体制・連絡体制の構築
	②情報収集・連絡体制の確保
	③避難所ごみ・生活ごみの収集・仮設トイレのくみ取り
	④収集運搬体制の整備
	⑤処理スケジュールの作成
	⑥処理フローの作成
	⑦災害廃棄物処理実行計画
	⑧仮置場の設置
	⑨被災家屋の解体撤去
	⑩分別・処理・再資源化
	⑪その他

↓

災害復旧・復興期（発災後約2年から3年後）	①組織体制の見直し
	②平常体制への移行
	③災害廃棄物の処理見込み量の推計
	④収集体制の見直し
	⑤処理スケジュール・処理フローの見直し
	⑥災害廃棄物処理実行計画の見直し
	⑦仮置場の見直し
	⑧仮設焼却施設など
	⑨被災家屋の解体撤去
	⑩分別・処理・再資源化
	⑪その他

## 1. 組織体制・連絡体制の構築

前項に定めた組織体制を適宜見直し、発災時に即時に災害廃棄物処理体制に移行できるようにします。

また、県や国や他の都道府県、県内市町村及び県内廃棄物関係団体などと調整し、災害時の連携体制・相互協力体制の整備に努めます。

## 2. 一般廃棄物処理施設などの耐震化など

### 1) 災害時の対策

本町の処理施設の耐震化を進め、発災時の被害を最小限に抑え、処理に支障がないよう努めます。現施設の災害時の対策を表3-2に示します。

また、施設の大規模改修や新設時には、耐震性などに配慮します。

表3-2 災害時の対策

施設名	災害時に想定される被害	対策
高浜町リサイクルセンター	電力の遮断による機器の停止	自家発電機の設置 土嚢などによる浸水対策 等
高浜町不燃物処分地	浸水による機器類の損傷	
高浜町浄化センター	浸水による薬品の毀損 等	

### 2) 一般廃棄物処理施設などの補修体制の整備

本町や組合の処理施設が被災した場合でも、速やかに復旧できるよう補修体制を整備する必要があります。特に以下の項目に留意します。

- 施設の耐震診断を行い必要に応じ耐震性の向上、浸水対策を図る
- 水道などライフラインの耐震性向上や非常用電源の設置、非常時の燃料などの備蓄を行う
- 浸水対策工事ができない場合の応急対策として、土嚢、排水ポンプを準備する

## 3. 仮設トイレの備蓄・避難所ごみの収集

災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、あらかじめ、仮設トイレ（マンホールトイレ、簡易トイレを含む）、携帯トイレ（使い捨てトイレ）、消臭剤、脱臭剤などの備蓄に努めます。また、民間団体などとの災害協定や広域的な連携体制も含めた災害時の仮設トイレなど供給体制を維持します。

また、あらかじめ、避難所から排出される廃棄物の保管場所・保管方法、分別ルール、収集運搬ルートなどを想定しておきます。

## 4. 災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定

あらかじめ、地域防災計画で想定される災害規模に応じた災害廃棄物の発生量及び処理可能量を推計し、想定した災害廃棄物の処理に必要な人員などを勘案し、処理スケジュール、処理フロー、収集運搬方法・ルート、仮置場の候補地の想定などを行います。

5. 有害廃棄物等の処理方法の検討

発災時に発生する有害廃棄物などは、地震などの災害により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧復興の障害になる恐れがあるため、平常時から有害物質の保管状況などを把握するとともに、専門の処理業者からの支援を要請し、業者による引き取りのルールなどを確認しておき、発災後、速やかに回収・処理ができる環境を整えます。

6. 職員への教育訓練

本計画の内容を平常時から職員に周知し、災害時に本計画が有効に活用されるよう職員の教育訓練を継続的に行います。

本計画の記載内容について、業務を行う関係職員への教育を継続的に実施するとともに、協定締結団体と連携し、情報伝達・連絡手段の訓練などを行います。

表3-3 主な研修・訓練（例）

項目	対象	実施時期	実施内容
初任者研修	関係職員新任者	年度当初	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の内容周知</li> <li>・基礎的な知識の習得</li> </ul>
定期研修	災害廃棄物対策班	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の再確認</li> <li>・他団体の事例確認</li> <li>・視察</li> <li>・その他</li> </ul>
情報伝達訓練	災害廃棄物対策班と関係団体	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定内容の再確認</li> <li>・各団体の状況確認</li> <li>・要請手順の確認</li> </ul>



第4章 災害廃棄物処理（発災後）

発災後の初動対応や応急対策期の処理の流れを表4-1に示します。（赤背景部分）

表4-1 発災後の処理の流れ

平常時 (発災前)	①組織体制、連絡体制の構築
	②一般廃棄物処理施設などの耐震化など
	③仮設トイレの備蓄・避難所ごみの収集
	④災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定
	⑤有害廃棄物などの処理方法などの検討
	⑥職員への教育訓練

↓ 発災！

初動対応 (発災後 約1か月まで) ～ 応急対策期 (発災後約1か月 から約1年後まで)	①組織体制・連絡体制の構築	平常時に想定した組織体制や連絡体制に移行します。
	②情報収集・連絡体制の確保	発災後においても、情報収集や連絡体制は十分に確保する必要があるため、平常時に想定した情報収集・連絡体制を維持するものとし、また、災害廃棄物の発生状況や処理状況を県に連絡する体制を確保します。
	③避難所ごみ・生活ごみの収集・仮設トイレのくみ取り	発災直後から災害廃棄物が発生します。平常時に選定した候補地から、被災の状況を見ながら適切な箇所に仮置場を設置します。
	④収集運搬体制の整備	収集運搬計画を策定するとともに、災害廃棄物処理に適した収集運搬体制に移行します。
	⑤処理スケジュールの作成	被災の状況を勘案し、処理スケジュールを作成します。
	⑥処理フローの作成	災害廃棄物の発生量や性状を勘案し処理フローを作成します。
	⑦災害廃棄物処理実行計画	被災状況を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。
	⑧仮置場の設置	平常時に検討した仮置場を発生後速やかに設置します。
	⑨被災家屋の解体撤去	被災した家屋の解体撤去を進めます。被災の規模によっては国庫補助による解体も進めます。
	⑩分別・処理・再資源化	災害廃棄物の分別・処理・再資源化を推進します。
	⑪その他	有害廃棄物などの処理、廃家電などの処理対策、環境対策、協力・支援体制、水害廃棄物処理、火山噴火による廃棄物、思い出の品、国庫補助について検討します。

↓

災害復旧・復興期 (発災後約2年から3年後)	①組織体制の見直し
	②平常体制への移行
	③災害廃棄物の処理見込み量の推計
	④収集体制の見直し
	⑤処理スケジュール・処理フローの見直し
	⑥災害廃棄物処理実行計画の見直し
	⑦仮置場の見直し
	⑧仮設焼却施設など
	⑨被災家屋の解体撤去
	⑩分別・処理・再資源化
	⑪その他

1. 組織体制・連絡体制の構築

職員の安全確保・安否確認のうえ、初動対応の命令が発令された場合、速やかに平常時に想定した災害廃棄物対策組織体制に移行します。また、災害が特に甚大かつ広域である場合は、広域的な災害廃棄物処理体制に移行するよう県及び協定締結自治体と連絡を取り合います。

2. 情報の収集・連絡体制の確保

1) 情報収集に関する体制

発災時の関係機関の連絡先一覧を表4-2に示します。

表4-2 連絡先一覧

機関名	所在地	連絡先
高浜町役場	高浜町宮崎 86-23-2	0770-72-1111
若狭消防署高浜分署	高浜町宮崎 65-7-1	0770-72-2119
福井県庁	福井市大手 3-17-1	0776-21-1111
嶺南振興局	小浜市遠敷 1-101	0770-56-2216
嶺南振興局小浜土木事務所	小浜市遠敷 1-101	0770-56-2103
嶺南振興局若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300
小浜警察署	小浜市遠敷 9-11-1	0770-56-0110
小浜警察署高浜交番	宮崎 77-11-3	0770-72-0015
小浜警察署和田駐在所	青戸 1-1-5	0770-72-1070
小浜警察署青駐在所	青 20-3-1	0770-72-1135
福井地方気象台	福井市豊島 2-5-2	0776-24-0096
北陸農政局(福井県拠点)	福井市日之出 3-14-15	0776-30-1611
近畿中国森林管理局 福井森林管理署	福井市大手 2-11-15	0776-23-0200
近畿地方整備局福井河川国道事務所小浜国道維持出張所	小浜市遠敷 1-101	0770-56-1617
敦賀海上保安部小浜海上保安署	小浜市川崎 1-3-1	0770-52-0494

## 2) 災害対策本部から収集する情報

表4-3に示す情報を災害対策本部などから収集し、本町の被災状況の全体像の把握に努めます。

表4-3 災害対策本部事務局などからの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所名</li> <li>・ 各避難所の収容人数</li> </ul>	トイレ必要数把握 (し尿処理関連)
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の全壊及び半壊棟数</li> <li>・ 建物の焼失棟数</li> </ul>	廃棄物発生量及び種類等の処理見込み量把握
上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の被害状況</li> <li>・ 断水（水道被害）の状況と復旧の見通し</li> <li>・ 下水処理施設の被災状況</li> <li>・ 主要な道路・橋梁の被害状況と復旧の見通し</li> </ul>	インフラの被災状況を踏まえた廃棄物の収集運搬・処理への影響把握
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況</li> <li>・ 復旧の見通し</li> <li>・ 必要な支援</li> </ul>	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場の位置と規模</li> <li>・ 必要資材の調達状況</li> </ul>	
腐敗性廃棄物 有害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況</li> <li>・ 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況</li> </ul>	生活環境の保全

## 3) 国・県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地域からの情報、ごみ処理の進捗状況などについて、定期的に国・県に報告します。

国・県への報告事項を表4-4に示します。

表4-4 国・県への報告事項

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物(全体) 適正処理が困難な廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物の処理量・進捗率</li> <li>・ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況</li> <li>・ 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況</li> </ul>	国・県への被災状況などの報告
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況</li> <li>・ 復旧見通し</li> <li>・ 必要な支援</li> </ul>	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場の位置と規模</li> <li>・ 必要資材の調達状況</li> </ul>	

4) 緊急対応の実施

① 一般廃棄物処理施設など

一般廃棄物処理施設及び運搬ルート of 被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行います。また、補修が必要な場合は、平常時に備えた資機材により補修を行います。

② 道路啓開に伴う災害廃棄物処理

道路啓開作業に当たっては、人命救助・迅速性を最優先としますが、啓開現場において可能な範囲で粗分別（可燃・不燃・家電など、3～4種類の分別）を行います。

3. 避難所ごみ・生活ごみの収集・仮設トイレのくみ取り

発災後、速やかに避難所を設置します。また、避難所の生活ごみやし尿を適宜収集します。

1) 生活ごみの収集

一般家庭の生活ごみについては、道路の被災状況などにより著しく収集効率が低下した場合は、状況に応じて早朝・夜間収集などにより対応します。

平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行ったうえで、腐敗性の高い食品残渣などを優先して回収します。腐敗性の低いものは、一時的な収集停止を行うなどの措置を講じます。

また、災害により本町処理施設の復旧に時間がかかる場合は、必要に応じて支援要請を行い、他市町村などの焼却施設での処理などを委託します。

不適正排出や、道路・公園などへの不法投棄などを未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロールなどを行います。

2) 避難所ごみの分別・収集

発災時でも分別を行うことが、その後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り分別を行うことが必要です。避難所では表4-5に示すとおり0.1t/日の生活ごみが発生すると見込まれます。

発災時は避難所が混乱していると考えられ、平常時のごみ分別が困難なことが予想されるため、表4-6に示す避難所ごみの分別例及び留意点を参考に被災状況、避難者数を考慮し、排出ルールを決定します。

また、被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて支援要請を行い、他市町村などからの支援車両などによる収集を行います。

なお、医療系などの有害性・危険性のある廃棄物については、取り扱いに注意し密閉保管するように周知します。

表4-5 避難所ごみ発生量

総人口 (人)	生活ごみ排出量			生活ごみ 原単位 (g/人・日)	発災直後	
	(t/年)	うち粗大ごみ (t/年)	粗大ごみ除く 生活ごみ (t/年)		避難所人口 (人)	避難所ごみ (t/日)
10,083	2,606	3	2,603	707.3	80	0.1

表4-6 分別例及び留意点

種類		留意点
可燃ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみは、ハエなどの害虫の発生が懸念されるので、袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。</li> <li>・携帯トイレのポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の対策面でもできる限り密閉する。</li> </ul>
不燃ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性廃棄物（注射針など）は医療機関と調整し、保管のための専用容器を用い、回収処理する。</li> </ul>
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック）</li> <li>・容器包装プラスチック</li> <li>・衣類・皮革・ぬいぐるみ・バッグ</li> <li>・びん類</li> <li>・かん</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・金属類</li> <li>・乾電池・蛍光灯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類は、段ボール、新聞、雑誌、紙パックに分け、それぞれ紐でしばり保管する。それ以外は、それぞれ透明袋に入れて保管する。</li> <li>・スプレー缶、カセット式ガスボンベは必ず中身を使い切り、穴を開けず、透明袋に入れる。</li> <li>・割れたびん・板ガラスやガラスなどは新聞紙で包むなどして袋が切れて中身が散乱しないようにする。</li> </ul>
有害ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池、体温計などは、それぞれ透明袋に入れて保管する。</li> </ul>

### 3) 仮設トイレの設置及びくみ取り

#### ① 設置原則

平常時において、被災者の生活に支障が生じないように、仮設トイレの必要基数を算定し、備蓄などの対策を講じます。

#### ② 状況把握

避難所の位置・箇所数の把握、仮設トイレ必要人数・必要数の把握、仮設トイレの備蓄数の確認などの情報収集に努めます。

#### ③ 仮設トイレ設置計画

仮設トイレ（トイレトーパー、消毒用・防臭用薬剤や清掃用品、照明設備などの資器材を含む）の設置などの計画は、環境課衛生係が策定します。地震発生直後には、上下水道・電気などライフラインの被災状況と復旧見込みを考慮します。

#### ④ 仮設トイレ不足時の対応

仮設トイレを設置する場合は、関係業者などに対して配置先・設置基数を示して設置します。

#### ⑤ 仮設トイレ追加の要請

仮設トイレが不足する場合は、関係業者などに、追加の調達及び設置を要請します。さらに不足が予想される場合は、協定に基づき民間事業者や県及び他市町村などに支援を要請します。

⑥ 仮設トイレ設置の広報

トイレ使用の可否、仮設トイレの設置などについて、住民へ広報するとともに住民からの相談に応じます。

⑦ 仮設トイレのくみ取り

仮設トイレが不衛生にならないよう、適宜くみ取りを行います。

4) 仮設トイレ必要基数及び仮設トイレ備蓄基数

本町の仮設トイレ必要基数は、32基と見込まれます。

本町では、表4-8に示すように備蓄するものとしますが、甚大な被害が生じた場合は仮設トイレが足りなくなることが考えられます。レンタル業者とあらかじめ協定を締結する必要があります。

表4-7 仮設トイレの必要基数

発災後				仮設トイレ必要基数 (基)
避難所人口 (人)	断水による 仮設トイレ 必要人数 (人)	仮設トイレ必要 人数合計 (人)	仮設トイレ設 置目安 (人/基)	
80	2,429	2,509	78	32

表4-8 簡易トイレ等備蓄場所

機材の種類	備蓄場所	備蓄数
組立式トイレ	中央体育館(2)、内浦公民館(1)、旧音海小中学校(1)	4
マンホール トイレ	高浜町役場	8
仮設トイレ	音海小泊漁港	1
簡易トイレ袋 セット(回分)	保健福祉センター(600)、三松センター(200)、青郷公民館(600)、和田公民館(200)、旧日引小学校(200)、旧神野小学校(1,200)、郷土資料館(200)	3,200

5) 仮設トイレの撤去

避難所の閉鎖や縮小にあわせて、速やかに仮設トイレの撤去を行います。

4. 収集運搬体制の整備

1) 収集運搬方法

① 収集運搬計画の策定

災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルートなどの被災状況について把握し、住民の生活環境改善のため効率的な収集運搬計画を策定します。

② 緊急通行車両の登録

平常時においては収集運搬車両の把握に努め、発災後においては緊急通行車両の登録(警察署)を行うものとします。

③ 収集ルートへの検討

発災後においては廃棄物の収集運搬車両だけではなく、緊急物資の輸送車両などが限られたルートを利用する場合も想定されるため、交通渋滞や避難所、仮置場の設置場所などを考慮した効率的な収集運搬ルートおよび、収集運搬ブロック別の搬入ルートについて検討します。また、通行止めや片道通行などの通行規制が予測されるため、通行許可申請なども考慮します。

④ 通行上支障となる災害廃棄物の撤去

主要ルートなどにおける通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、自衛隊・警察・消防などの関係機関に収集運搬ルートを示し、協働して道路啓開を進めます。その際には、危険物・有害廃棄物、アスベストを含む建築物などの情報をあわせて提供します。道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入します。

⑤ 収集運搬車両の確保

災害廃棄物、避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集運搬するための車両が不足する場合には、県及び他市町村などへ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保します。

⑥ し尿の収集運搬

仮設トイレや避難所から発生するし尿や浄化槽汚泥の収集は、利用者数などを考慮し、計画的に実施します。

2) 避難所のし尿収集必要量

避難所のし尿収集必要量は1日当たり4.8kLとなります。

表4-9 避難所でのし尿収集量

総人口 (人)	水洗化人口 (人)	非水洗化人口 (人)	自家処理人口 (人)	発災後			
				避難所人口 (人)	断水による仮設トイレ必要人数 (人)	非水洗化区域し尿収集人口 (人)	し尿処理量 (kL/日)
10,083	9,795	288	0	80	2,429	286	4.8

3) し尿収集車両の待機

し尿収集車両を表4-10に示す箇所に待機させます。

表4-10 し尿収集運搬車両

機材の種類	待機場所	車両数
バキュームカー	福井県大飯郡高浜町東三松 第39号5番地1	1台

4) 収集運搬体制の整備

収集運搬方法、収集運搬ルート、必要な資機材の確保など、収集運搬体制を整備に努めます。また、住民に対して被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知します。

さらに、道路の被害状況、仮置場の位置などを踏まえ、収集運搬方法及びルートを決めます。なお、廃棄物（ごみ・し尿など）の収集運搬を行う車両が、交通規制区域を通行する必要がある場合は、「緊急通行車両」として登録を行います。

災害廃棄物の収集運搬にあたっては、釘やガラスなどが混入している場合があることから、被災市町村は、作業員の安全確保のために、防具を装着させるなどの措置を講じます。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合しないように収集運搬を行います。

### 5. 処理スケジュールの作成

復旧・復興に向け、本町、県、関係事業者、住民が連携し処理にあたり、3年以内に処理業務を完了することを目標とします。

被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合は、膨大な災害廃棄物の発生が見込まれるため、3年間以内に処理を終えることが困難な場合があります。その場合は、県、国と連携調整のうえ、広域処理などの対応を行うこととします。

なお、被害が甚大で、二次集積所や仮設焼却炉などが必要な場合や、広域で処理する場合、県に事務委託する場合は、処理スケジュールを見直します。

### 6. 処理フローの作成

災害廃棄物の処理フローを図4-1に示します。災害発生後は、被災や災害廃棄物処理の状況に応じた実効的な災害廃棄物処理フローに見直すものとします。

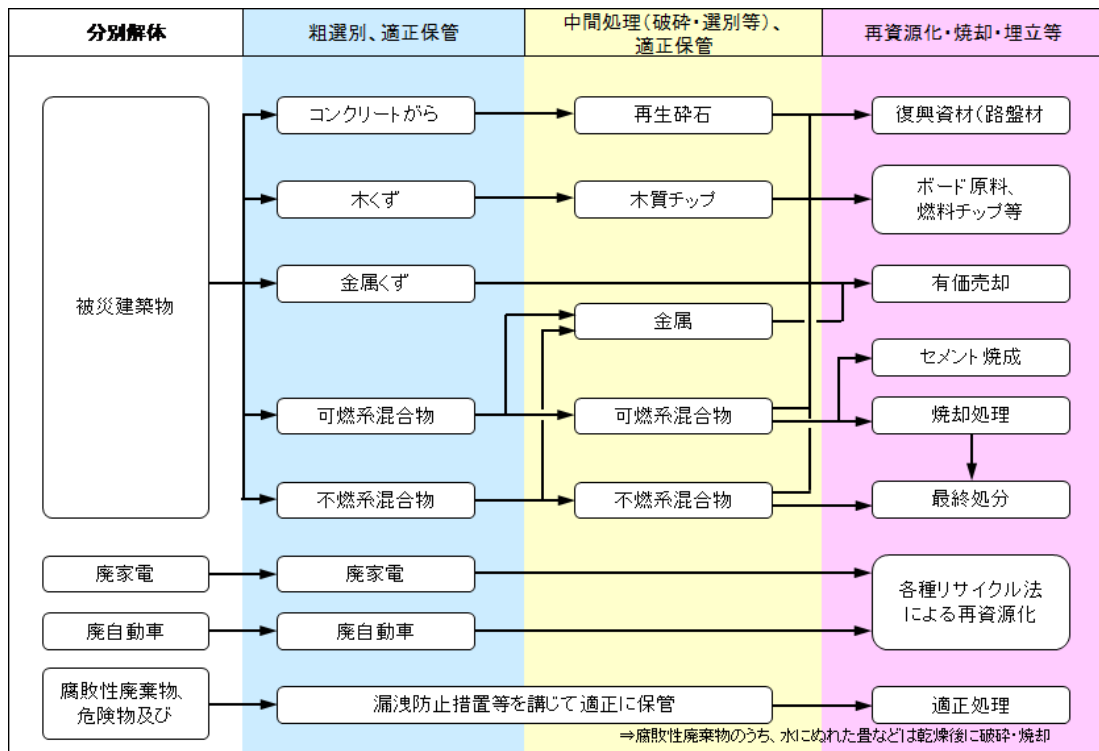


図4-1 災害廃棄物の処理フロー



7. 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量などに応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制などを定めるため、「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。

1) 計画の策定

災害時、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、本計画に基づき、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。

災害廃棄物処理実行計画の策定手順を図4-2に示します。

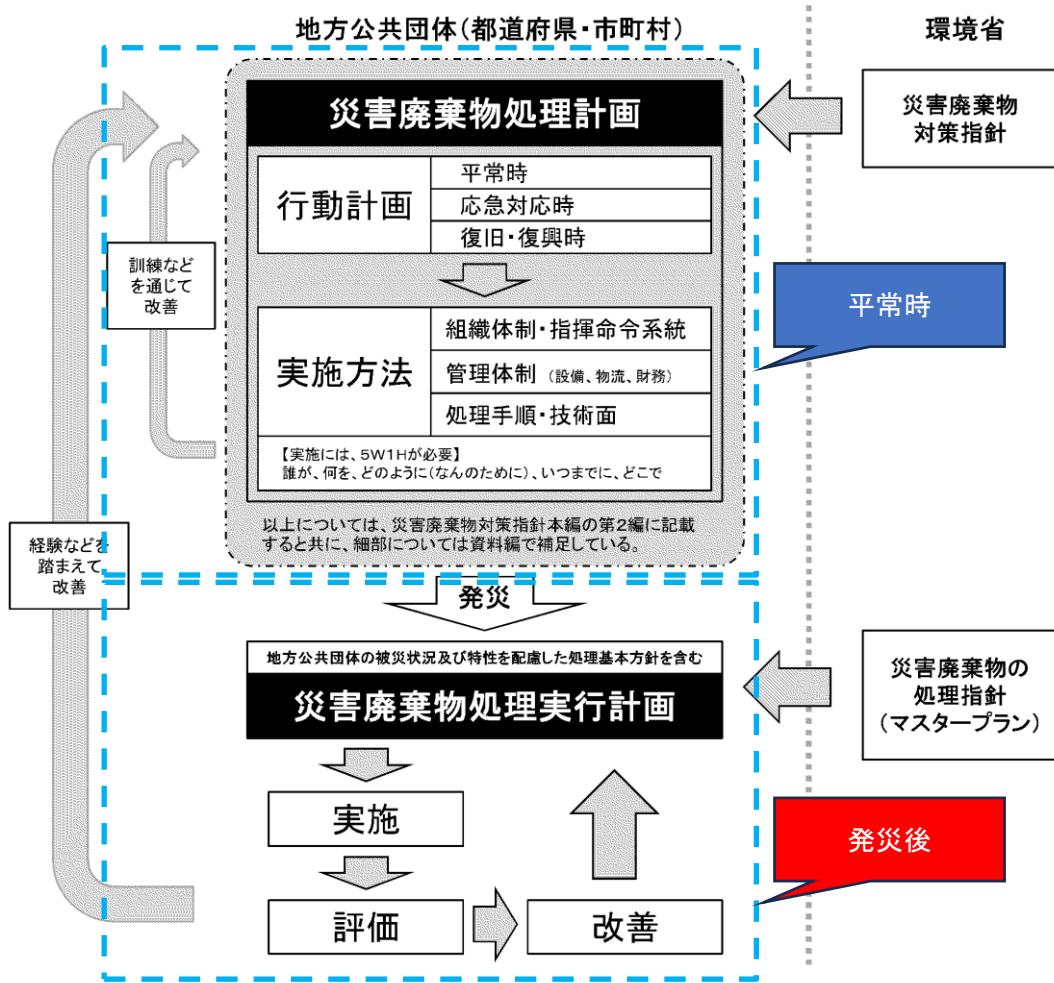


図4-2 災害廃棄物処理実行計画の策定手順

出典：災害廃棄物対策指針（環境省）

また、災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）は以下のとおりです。

第1節 計画の基本的事項	第2節 処理計画
1. 実行計画策定の目的	1. 集積計画
2. 計画の位置づけ	2. 運搬計画
3. 役割分担	3. 受入基準
4. 災害廃棄物処理に関する基本方針	4. 作業計画
5. 被災状況及び処理見込量	第3節 処理スケジュール
6. 分別及び処理方法	第4節 計画の見直し

2) 計画の見直しなど

災害廃棄物処理実行計画の見直しの主な留意事項を表4-11に示します。

表4-11 災害廃棄物処理実行計画の見直しの主な留意事項

留意点	・復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被災状況や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗にあわせて、実行計画の見直しを行う。
	・災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直しする。
	・処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤など）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。
	・処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化などに応じ、処理フローの見直しを行う。
	・道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場位置を踏まえ収集運搬方法の見直しを行う。
	・設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設による処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討する。
	・仮置場の返却にあたっては、土壌分析などを行うなど土地の安全性を確認し、仮置場の原状復旧を行う。

8. 仮置場の設置

復旧復興を軌道に乗せるために、支障となる災害廃棄物を速やかに除去しなければなりません。また、再資源化を図りながら効率的に処分を進めるための仮置き、選別の場所として仮置場の役割は極めて重要です。

仮置場の分類を表4-12に示します。

表4-12 仮置場の分類

名称	目的・定義	備考
仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧などのため、被災家屋などから災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所。	・被災後数日以内に設置。 ・設置期間は、住民の片付けが終わるまでとし、数ヶ月を目途とする。
	処理（リユース・リサイクルを含む。）前に、仮置場などにある災害廃棄物を一定期間、粗選別・保管しておく場所。	・被災後数週間以内に設置。 ・大型ダンプがアクセスできる道路が必要。 ・設置期間は、災害廃棄物など処理が完了するまでとする。
	一時集積所での分別が不十分な場合、再選別を行い、中間処理を行うまでの間、保管しておく場所。	・被災後数ヶ月以内に設置 ・大型ダンプがアクセスできる道路が必要。 ・設置期間、中間処理が完了するまでとする。
中間処理施設用地	仮設破砕機・焼却炉などの設置及び処理作業を行うための場所。	・二次集積所の環境条件などが十分に確保できる場合は、仮置場に隣接して設置することが望ましい。 ・中間処理された再生資材を搬出するまでの保管を行う。

資料：災害廃棄物対策指針 災害廃棄物分別・処理マニュアル（一般社団法人 廃棄物資源循環学会）

## 1) 仮置場の選定における基本的な考え方

### (1) 一時仮置場

一時仮置場は、災害の被災状況により住民が容易に仮置きできる場所かつ学校や病院、水源などの位置に留意するとともに、本町が指定若しくは各地区で選定した場所とし、一次集積所としても活用できる場所とします。

また、保管期間が短期間ですが、道路障害など復興の妨げにならない場所とし、二次災害の防止に努める必要があります。

### (2) 一次集積所

一次集積所、臨時集積所から集積する場所のため、搬入及び搬出など運搬ルートを確保する必要があり、使用期間が長期間にわたるため、災害廃棄物量に応じて本町が確保した場所とします。

また、道路事情などを十分考慮するとともに、二次災害の発生防止に努める必要があります。

### (3) 二次集積所及び中間処理施設用地

二次集積所及び中間処理施設用地については、処理を完了させるまでの保管などを行うため、長期にわたり使用可能な場所を確保する必要があり、選定には迅速かつ慎重な判断が必要になります。

また、復興の妨げにならないことや中間処理施設の騒音や振動、収集、搬入及び搬出車両による騒音などを十分考慮し、二次災害の防止に努める必要があります。

## 2) 仮置場の必要面積

災害廃棄物が発生した場合、臨時集積所は各被災家屋の近くに設置され、小規模なものが散在すると想定されます。

本計画では、臨時集積所の災害廃棄物を集め、中間処理を少しでも容易にするために、分別し保管するために重要となる一次集積所の必要面積を試算するとともに、その候補地もあわせて検討します。一次集積所の必要面積は約 16,800 m<sup>2</sup>（表 4-1 4 参照）となります。

災害廃棄物などの発生量を基に、実質の処理期間を2年間（全体スケジュールでは3年間としますが、設置及び撤去に1年程度かかるものとします。）として、積み上げ高さや作業スペースを加味し試算します。

なお、二次集積所の面積については、災害発生後、被災状況や廃棄物の処理状況、また、広域処理などの状況を見ながら算出することとします。

## 3) 一次集積所の候補地

本町では災害廃棄物発生量が 74,954 t（表 4-1 3 参照）見込まれ、発災後にこれらの災害廃棄物を保管するスペースが必要になります。災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時に仮置場（主として一次集積所）の候補地を選定しリスト化します。

### 4) 仮置場の設置・管理・運営

災害廃棄物を仮置場に搬入する際のトラブルなどを回避するため、あらかじめ以下に示す仮置場の運営、管理に係るルールなどを定めておくものとします。

#### (1) 搬入ルール

- 仮置場への搬入に際しては、住民の行列ができることが予想されるため、行政収集の車両については、発災後、緊急通行車両としての登録を行うとともに、収集車両専用路の確保に努めます。
- 住民が仮置場へ廃棄物を搬入する際は、罹災証明書や被災者であることを確認できる身分証などを提示してもらうことを原則とします。

#### (2) 運営ルール

- 仮置場には、災害廃棄物の受入れ、搬入物の監視、指導、保管、管理などを行うために監視員を配置します。
- 搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管、移動・運搬などを行うため、必要な資機材を投入します。
- 仮置場の場内ルートを整備し、誘導員の配置や案内を掲示するなどにより、搬入車両の円滑な動きを誘導します。
- 仮置場では、日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、搬出量などを記録します。

発災時においても、通常に発生する生活ごみなども処理する必要があり、発災時に備えて、一般廃棄物処理施設を耐震化するなど、適正な状況に保つとともに、発災時の処理能力を算定する必要があります。

#### 5) 仮置場と中間処理施設用地

復旧復興を軌道に乗せるために、支障となる災害廃棄物を速やかに除去しなければなりません。また、再資源化を図りながら効率的に処分を進めるための仮置き、選別の場所として仮置場の役割は極めて重要です。

仮置場の処理フローとレイアウト（例）を図 4-3 に示します。

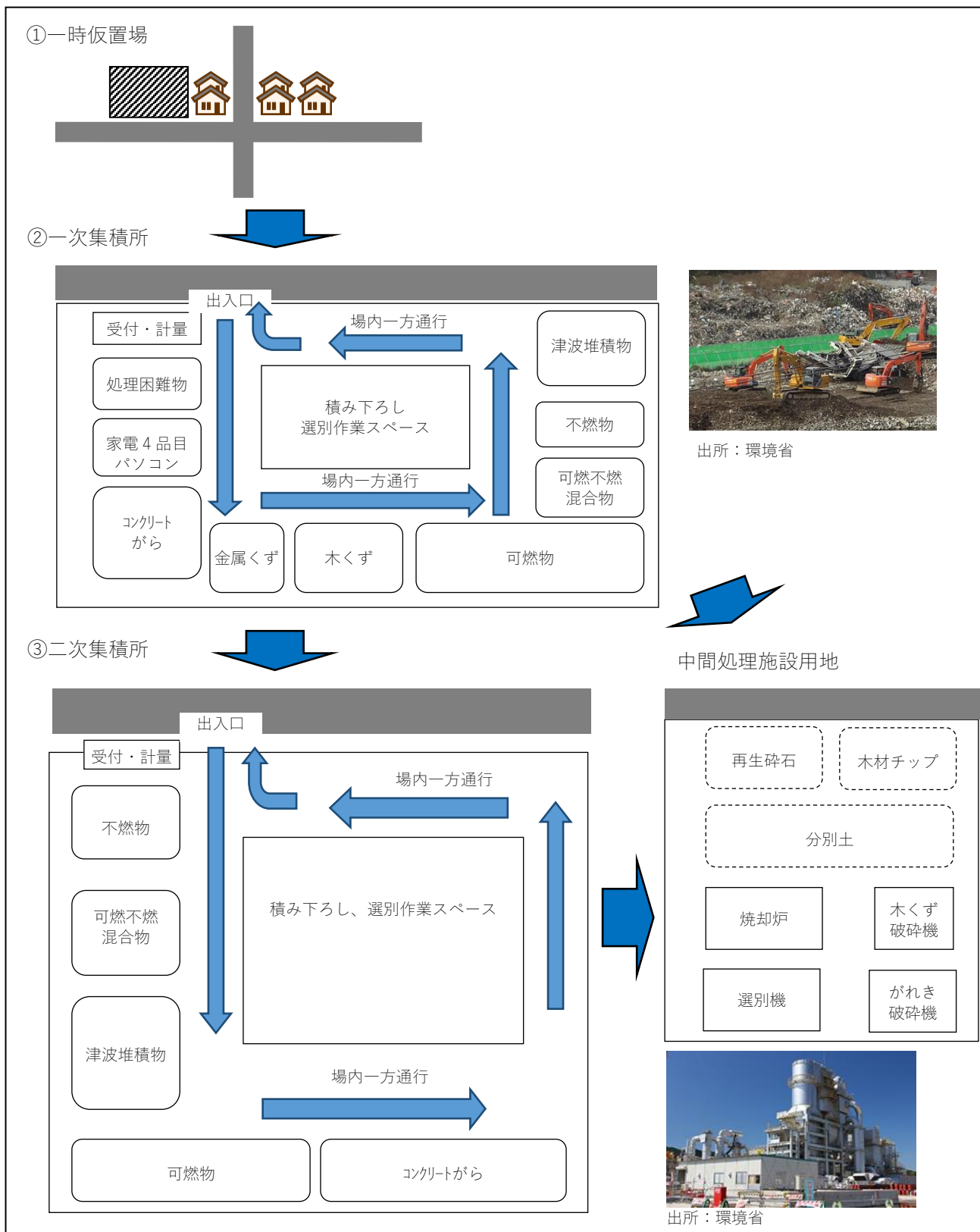


図 4-3 仮置場および集積所の処理フローとレイアウト（例）

6) 一次集積所の必要面積の試算方法

災害廃棄物が発生した場合、一時仮置場は各被災家屋の近くに設置され、小規模なものが散在すると想定されます。

本計画では、一時仮置場の災害廃棄物を集め、中間処理を少しでも容易にするために、分別し保管するために重要となる一次集積所の必要面積を試算するとともに、その候補地もあわせて検討します。

災害廃棄物などの発生量を基に、実質の処理期間を2.5年間（全体スケジュールでは3年間としますが、設置及び撤去に半年程度かかるものとします。）として、積み上げ高さや作業スペースを加味し、次の算定式により試算します。

なお、二次集積所の面積については、災害発生後、被災状況や廃棄物の処理状況、また、広域処理等の状況を見ながら算出することとします。

一次集積所必要面積（㎡）

$$= \text{災害廃棄物など集積量} / \text{かさ比重} / \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

災害廃棄物など集積量（t）

$$= \text{災害廃棄物等発生量（t）} - \text{災害廃棄物年間処理量（t）}$$

災害廃棄物年間処理量（t）

$$= \text{災害廃棄物等発生量（t）} / \text{実質処理期間}$$

- ・ 実質処理期間：2.5年
- ・ かさ比重：備考参照
- ・ 積み上げ高さ：5m
- ・ 作業スペース割合：1

\* 作業スペース割合は廃棄物の保管面積に対する廃棄物の分別作業などに必要なスペースの割合のこと。

備考：かさ比重は以下の数値を用いた。

①可燃物 0.40 t/㎡、不燃物 1.10 t/㎡

【出典：災害廃棄物対策指針【技 1-14-4】仮置場の必要面積の算定方法】

②廃木材（柱角材）0.55 t/㎡、コンクリートがら 1.00 t/㎡、金属 1.13 t/㎡

【出典：平成 18 年 12 月 27 日

産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）】

③津波堆積物 1.10 t/㎡

【出典：災害廃棄物対策指針【技 1-11-1-1】災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）】

④粗大ごみ 0.13 t/㎡（可燃性粗大ごみ 0.1 t/㎡と不燃性粗大ごみ 0.15 t/㎡の平均値）

【出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版】

推計方法：「災害廃棄物対策指針【技 1-11-1-1】災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）」による。

7) 一次集積所の必要面積

一次集積所の必要面積算出結果を表 4-13 に示します。災害廃棄物発生量から算定した一次集積所の必要面積は、町全体で約 16,800 m<sup>2</sup> となります。

表 4-13 一次集積所の必要面積算出結果

高浜地域	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	粗大ごみ	津波堆積物	合計
災害廃棄物等発生量 (t)	178	178	515	65	53	44	34,080	35,113
災害廃棄物年間搬入量 (t) ※1	71	71	206	26	21	18	13,632	14,045
災害廃棄物集積量 (t) ※2	107	107	309	39	32	26	20,448	21,068
災害廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> ) ※3	268	97	309	35	58	200	18,589	19,556
かさ比重	0.40	1.10	1.00	1.13	0.55	0.13	1.10	—
仮置場面積 (m <sup>2</sup> ) ※4	-	-	-	-	-	-	-	7,822

和田地域	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	粗大ごみ	津波堆積物	合計
災害廃棄物等発生量 (t)	190	190	551	70	57	47	18,720	19,825
災害廃棄物年間搬入量 (t) ※1	76	76	220	28	23	19	7,488	7,930
災害廃棄物集積量 (t) ※2	114	114	331	42	34	28	11,232	11,895
災害廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> ) ※3	285	104	331	37	62	215	10,211	11,245
かさ比重	0.40	1.10	1.00	1.13	0.55	0.13	1.10	—
仮置場面積 (m <sup>2</sup> ) ※4	-	-	-	-	-	-	-	4,498

青郷地域	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	粗大ごみ	津波堆積物	合計
災害廃棄物等発生量 (t)	58	58	168	21	17	14	7,200	7,536
災害廃棄物年間搬入量 (t) ※1	23	23	67	8	7	6	2,880	3,014
災害廃棄物集積量 (t) ※2	35	35	101	13	10	8	4,320	4,522
災害廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> ) ※3	88	32	101	12	18	62	3,927	4,240
かさ比重	0.40	1.10	1.00	1.13	0.55	0.13	1.10	—
仮置場面積 (m <sup>2</sup> ) ※4	-	-	-	-	-	-	-	1,696

内浦地域	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	粗大ごみ	津波堆積物	合計
災害廃棄物等発生量 (t)	0	0	0	0	0	0	12,480	12,480
災害廃棄物年間搬入量 (t) ※1	0	0	0	0	0	0	4,992	4,992
災害廃棄物集積量 (t) ※2	0	0	0	0	0	0	7,488	7,488
災害廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> ) ※3	0	0	0	0	0	0	6,807	6,807
かさ比重	0.40	1.10	1.00	1.13	0.55	0.13	1.10	—
仮置場面積 (m <sup>2</sup> ) ※4	-	-	-	-	-	-	-	2,723

合計	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	粗大ごみ	津波堆積物	合計
災害廃棄物等発生量 (t)	426	426	1,234	156	127	105	72,480	74,954
災害廃棄物年間搬入量 (t) ※1	170	170	493	62	51	43	28,992	29,981
災害廃棄物集積量 (t) ※2	256	256	741	94	76	62	43,488	44,973
災害廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> ) ※3	641	233	741	84	138	477	39,534	41,848
かさ比重	0.40	1.10	1.00	1.13	0.55	0.13	1.10	—
仮置場面積 (m <sup>2</sup> ) ※4	-	-	-	-	-	-	-	16,739

※1 全発生量を 2.5 年間で処理する場合の 1 年間の処理量

※2 災害廃棄物等発生量－災害廃棄物年間搬入量

※3 災害廃棄物集積量÷かさ比重

※4 災害廃棄物発生量合計÷積み上げ高さ(5m)×(1+1)



参考：災害廃棄物発生割合

	地震		火災	
	全壊	半壊	木造	非木造
可燃物	18%	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	18%	64.9%	64.9%
コンクリートがら	52%	52%	31.0%	31.0%
金属	6.6%	6.6%	4.0%	4.0%
柱角材	5.4%	5.4%	0%	0%
割合合計	100%	100%	100%	100%
合計数量 (t/棟)	117	23	78	98

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料

### 8) 一次集積所の候補地

本町における発災時の一時集積所の必要面積は16,739 m<sup>2</sup>です。

平常時から一次集積所の候補地となりうる町有地等を把握し、各地域における位置関係を整理します。

また、発災時には速やかに災害廃棄物の発生量に応じた適地を選定し、一時集積所の設置を行います。

表 4-14 各地の一次集積所の必要面積

地域	必要面積 (m <sup>2</sup> )
高浜地域	7,822
和田地域	4,498
青郷地域	2,848
内浦地域	1,571
高浜町合計	16,739

### 9. 被災家屋の解体撤去

平常時において、家屋などを解体することによって発生する廃棄物は、解体工事を請け負った事業者が排出事業者となり、産業廃棄物として家屋などの所有者費用負担により処理されています。

発災時、環境省の災害等廃棄物処理事業を活用し、解体家屋の運搬及び処分を行うことを検討します。

家屋の解体費用は補助対象外となっていることから、住宅の解体撤去は、被災者に支給される生活再建支援資金などによる自己負担を原則とします。なお、大規模災害発生時には、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置について速やかに県・

国と協議します。また、国による特別措置により、国庫補助による解体費用の負担が認められた場合は、本町の事業として実施します。

1) 解体撤去の実施手順

(1) 解体方針の確認

- 支援対象者は、全壊及び大規模半壊に認定された個人の住宅とする。
- 本町が解体業者を指定し、被災者に斡旋する。
- 事業所などの解体撤去及び処理は、自己負担で行うものとし、本町の支援の対象外とする。

(2) 解体業者の指定

- 解体業者の申請により、解体業者を指定する。

(3) 廃棄物の受け入れ状況の確認

- 環境課衛生係に廃棄物の仮置場の受け入れ状況などを確認し、解体撤去作業の開始スケジュールを設定する。

(4) 被災者への広報

- 解体撤去の方法について、広報紙、本町ホームページなどで広報を行う。
- 本町指定の解体業者の一覧を公表する。
- 解体業者への依頼は被災者自らが行うものとする。

(5) 申請窓口の開設

- 解体撤去作業の相談・申請を行う窓口を総合相談窓口内に開設する。

(6) 解体撤去の流れ及び留意点

本町直営で行う建物の解体撤去の流れ及び留意点を図4-4及び表4-15に示します。

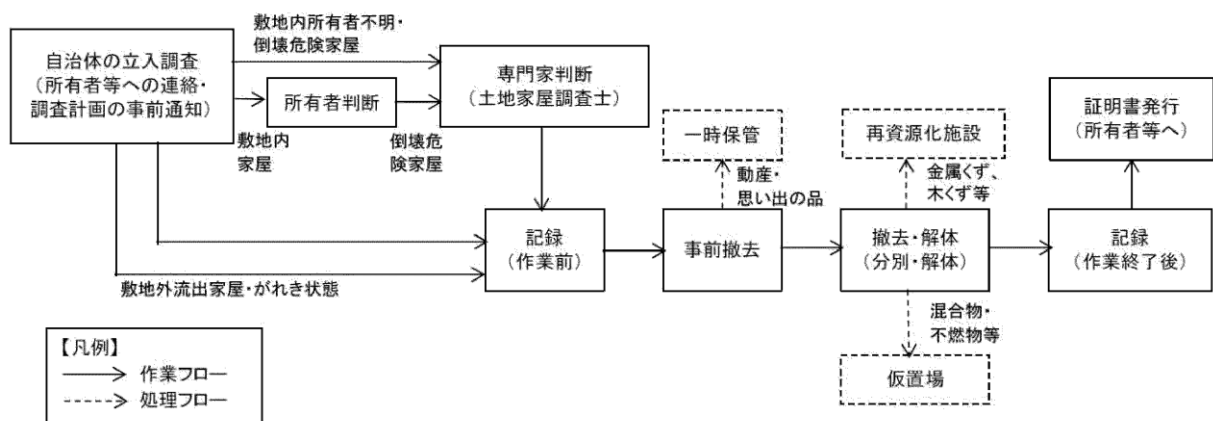


図4-4 解体撤去の実施手順フロー

出典：平成30年8月2日環境省環境再生・資源循環局事務連絡

表4-15 被災家屋の解体の主な留意点

留意点	・可能な限り所有者などへ連絡を行い、調査計画を事前に周知したうえで被災物件の立入調査を行う。
	・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
	・撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品などを含めて、撤去前後の写真などの記録を作成する。
	・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
	・廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くずなどの分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。
	・作業員や関係者の安全確保に心がけ、警報などが発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所などの情報の事前確認、消火器の配置などを行う。
・粉塵の防止やアスベスト飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会い者は、防じんマスクやメガネなどの保護具を着用し、安全を確保する。	

## 2) 石綿含有建材が含まれる家屋の確認

発災時、本町では、通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋などを優先的に解体します。

なお、損壊家屋などに石綿が含有しているか否かを事前に確認することとします。建築時期により石綿使用の有無を推定することができますが、これはあくまでも目安であるため、倒壊家屋などの図面などで使用されている建材の商品名を確認し、メーカーなどに問い合わせ、石綿含有の有無を確認方法も併用する必要があります。以上でも判明しない場合は、必要に応じ、サンプルを採取し分析を検討します。

## 10. 分別・処理・再資源化

発災後おおむね1カ月後までに、災害廃棄物の発生状況（発生量や性状）を把握するとともに、廃棄物の種類ごとの処理方針を定めます。

災害廃棄物は、処理方法によって再生利用可能なものを多量に含んでおり、その有効活用が復旧・復興時の資材として多く活用されることから、積極的に再生資材として有効利用します。

<処理方針（例）>発災後に災害廃棄物の発生状況を見たうえで決定します。

- 木くずは、選別、破碎した後、再資源化する。再資源化ができないものは焼却処理する。
- コンクリートがらは、選別、破碎した後、原則、再生砕石として再資源化する。
- 金属くずは、再資源化する。
- その他の廃棄物は、選別、破碎した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。
- 発災後3年以内に処理を完了する。

### 11. 有害廃棄物、廃家電などの処理

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災などの事故を未然に防ぐため、優先的に回収を行い、保管又は早期の処分を行います。

災害廃棄物の処理や、建物解体・撤去中に有害廃棄物などが発見されることもあるため、その都度回収して処理を行います。

また、廃家電、自動車など平常時において本町で処理しない廃棄物についても処理方法や処理ルートなどを適切な方法を住民などに広報します。

### 12. 環境対策

被災状況を踏まえ、地域住民の生活環境及び公衆衛生への影響を防止するため、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、消石灰などを散布するなど害虫の発生を防止します。仮置場などにおいて、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、シートによる被覆などの対応を検討します。

仮置場における火災を未然に防止するため、災害廃棄物の積み上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、メタンガスなどの可燃性ガスのガス抜き管の設置、温度監視などを行います。

万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行います。

### 13. 協力・支援体制

災害廃棄物の発生量が甚大な場合、おおむね3年以内に災害廃棄物の処理を完了させるためにも、広域的な処理・処分の必要が生じる場合があります、あらかじめ事務手続きなどについて検討・準備する必要があります。

そのためにも、福井県をはじめとして、敦賀市、小浜市、美浜町、おおい町及び若狭町などとの連携により、多量の災害廃棄物を迅速に処理する体制の構築を検討する必要があります。また、これら嶺南地域の被害が甚大である場合は、その状況に応じてさらに広い範囲で周辺自治体に応援を要請することも考えられます。

### 14. 水害廃棄物処理に関する留意事項

水害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があります。ここでは水害廃棄物処理に関し、種類別の処理方針、特に留意する必要がある事項を取りまとめました。

#### 1) 種類別処理方針

##### (1) 生活系ごみ

水害廃棄物は衛生的な問題があり、特に畳は腐敗しやすく悪臭が出るため、速やかな処理が求められます。水分を多く含むため、畳や家具の重量が増加し、搬出や収集車への積み込みに多くの人員が必要です。したがって、近隣住民やボランティアの協力を得て、人員を増やして対応することが必要です。また、畳などの可燃物は発熱し、発火や爆発のリスクがあるため、収集後の保管も慎重に行う必要があります。

### （2）し尿等

水没した汲み取り便槽や浄化槽については、公衆衛生の確保の観点から水害復旧後に速やかにくみ取りを行うとともに、周辺の清掃及び消毒を行います。

### （3）その他

洪水により流れてきた流木や廃棄物については、基本的に河川や道路の管理責任者による処理を求めるが、道路交通に支障をきたすと考えられる場合は優先的に除去を行います。

## 2）水害発生時に発生する廃棄物

水害発生時には、震災発生時とは別に特有の廃棄物が発生します。処理にあたっては、季節によって課題が異なることに留意し、夏季においては廃棄物の腐敗が早く、それに伴いハエなどの害虫が発生すると生活環境が悪化するため、専門機関に相談し、殺虫剤や消石灰、消臭剤などの散布を行います。

主な水害廃棄物の種類と特徴や処理方法を表4-16に示します。

表4-16 水害廃棄物の種類と特徴

種類	特徴・処理方法
濡れた畳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳は水を含みやすく、最大で一枚100kgにもなることがあり、運搬作業が難しくなることがある。また、そのまま破碎しても水分が多く、焼却炉で焼却することが難しいため、仮置場で一時貯留し、ある程度水を切った後に破碎することとする。</li> <li>・腐敗による汚汁、臭気の発生が考えられるため、周辺の環境に十分配慮する。</li> <li>・水分を含んだ畳などの発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害などへの注意が必要であり、早期に処理を行う。</li> </ul>
濡れた木製家具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水を吸い重くなっており、1棟あたり200kgもの木製家具が発生することがある。仮置場で一時貯留し、ある程度乾燥させた後に破碎することとする。</li> </ul>
濡れた布団・衣類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水を吸い、重量が増しており、運搬や処理が難しくなる。濡れて汚れてしまうためリサイクルが困難となる。仮置場で一時貯留し、ある程度水を切った後に焼却することとする。</li> </ul>
倒木・流木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川敷などに多量の倒木・流木が発生することがある。倒木・流木は水分を多く含んでいることがある。また、根株が含まれ、破碎が困難となるため、仮置場に貯留後速やかに専門の処理業者に処理を委託する。</li> </ul>

## 3）水没便槽への対応

くみ取り便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂などが流入したりすることがあるので、迅速な対応するものとし、速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒を行います。

4) 水害発生時における仮置場

水害発生時には、あらかじめリスト化した仮置場候補地から、二次災害の恐れが考えられる河川敷を避け候補地を選定します。また、濡れた畳や布団を乾燥させるために長期にわたり貯留させる場合があるため、これらの水害廃棄物の発生状況によりできる限り広い仮置場を確保し、また、環境保全に十分配慮し運営します。

15. 思い出の品など

位牌、アルバムなど、所有者などの個人にとって価値があると認められるものが発見された場合は可能な限り集約します。また、閲覧・引渡し方法を検討します。

思い出の品の取り扱い方法（案）を表4-17に示します。

表4-17 思い出の品の取り扱い方法（案）

項目	内容
品目	写真、位牌、賞状、アルバム、手帳など
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	仮置場や災害廃棄物の撤去現場などで発見された場合はその都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管
運営方法	地元雇用やボランティアからの支援など
返却方法	基本は面会引き渡しとする。 本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可。

16. 各種相談窓口の設置など

住民からの相談・苦情へ対応するため、専用の総合相談窓口を設置し、一元的に対応します。

住民からの相談・苦情の内容については、庁内での情報の共有化を図るため、対応を行なった担当者が記録・整理し、集約を行います。

災害廃棄物の排出方法や注意事項などの内容を記載したチラシを窓口に常備します。

## 17. 国庫補助の適用

災害廃棄物処理事業に関する国庫補助事業は、「災害等廃棄物処理事業費」、「廃棄物処理施設災害復旧費」の2種類があります。申請に当たっては、災害査定に対し、表4-18に示す事項に留意する必要があります。

表4-18 国庫補助適用に関する主な留意事項

留意事項	・ 写真による記録を行うこと
	・ 便乗投棄対策、不法投棄対策を行うこと
	・ 災害廃棄物である家電リサイクル法対象品の取り扱いに留意すること
	・ 金属類を売却すること
	・ 災害廃棄物の処理委託の契約について留意すること
	・ 委託業務について十分に監理すること
	・ 本町の行った家屋の解体費用について申請すること
	・ 以上について適宜報告書としてまとめておくこと

第5章 災害復旧・復興時の対応

災害復旧・復興時の処理の流れを表5-1に示します。(赤背景部分)

表5-1 災害復旧・復興時の処理の流れ

<p>平常時 (発災前)</p>	①組織体制、連絡体制の構築	
	②一般廃棄物処理施設などの耐震化など	
	③仮設トイレの備蓄・避難所ごみの収集	
	④災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定	
	⑤有害廃棄物などの処理方法などの検討	
	⑥職員への教育訓練	
↓ <b>発災!</b>		
<p>初動対応 (発災後約1か月まで)</p> <p>～</p> <p>応急対策期 (発災後約1か月から 約1年後まで)</p>	①組織体制・連絡体制の構築	
	②情報収集・連絡体制の確保	
	③避難所ごみ・生活ごみの収集・仮設トイレのくみ取り	
	④収集運搬体制の整備	
	⑤処理スケジュールの作成	
	⑥処理フローの作成	
	⑦災害廃棄物処理実行計画	
	⑧仮置場の設置	
	⑨被災家屋の解体撤去	
	⑩分別・処理・再資源化	
	⑪その他	
↓		
<p>災害復旧 ・ 復興期 (発災後 約2年から 3年後)</p>	①組織体制の見直し	災害廃棄物の処理の進捗に応じて、組織体制や連絡体制の見直しを行います。
	②平常体制への移行	処理施設の復旧を図ります。避難所の仮設トイレは避難状況にあわせ徐々に撤去していきます。さらにごみ処理体制についても平常時の体制に移行します。
	③災害廃棄物の処理見込み量の推計	災害廃棄物の処理量を推計し確定します。
	④収集体制の見直し	収集体制を見直し平常時の体制に移行します。
	⑤処理スケジュール・処理フローの見直し	災害廃棄物の処理の進捗に応じ、処理スケジュールや処理フローを見直します。
	⑥災害廃棄物処理実行計画の見直し	災害廃棄物の処理の進捗に応じ、災害廃棄物処理実行計画を見直します。
	⑦仮置場の運用の見直し及び返却	災害廃棄物の処理の進捗に応じ、仮置場の指定を見直します。
	⑧仮設焼却施設など	災害廃棄物の量や処理の進捗いかんによって、本町だけで対応できない場合は、広域で二次仮置場を設けるとともに仮設焼却施設などを設置することを検討します。
	⑨被災家屋の解体撤去	引き続き被災した家屋の解体撤去を進めます。
	⑩分別・処理・再資源化	引き続き分別・処理・再資源化を推進します。
	⑪その他	環境対策、最終処分対策、協力支援体制について検討します。



1. 組織体制、連絡体制の見直し

災害廃棄物の処理の進捗に応じて、組織体制や役割分担の見直しを行います。

2. 平常体制への移行

1) 一般廃棄物処理施設など

廃棄物処理施設が被災した場合はその復旧を図るとともに、その間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保します。

2) 仮設トイレ・し尿処理

避難所の閉鎖に合わせ、平常時のし尿処理体制に移行し、避難所に設置された仮設トイレの撤去を行います。

3) 避難所ごみ

避難所の閉鎖にあわせ、平常時の処理体制に移行します。

3. 災害廃棄物の処理見込み量の推計

災害廃棄物の処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物の処理見込量の見直しを行います。

災害廃棄物の処理見込量は、トラックスケール（車体ごと計量できる計量装置）での車両管理により行うことが望ましいとされていますが、必要に応じ仮置場に搬入された災害廃棄物の体積に比重をかけあわせて重量換算し、これに今後発生する推計量を加えることで推計する方法なども活用しながら推計します。

4. 収集運搬体制の見直し

道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、適宜収集運搬方法の見直しを行います。

5. 処理スケジュール・処理フローの見直し

災害廃棄物の処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員数、重機や収集運搬車両などの資機材の確保状況などを踏まえ、適宜処理スケジュールの見直しを行います。

また、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、適宜処理フローの見直しを行います。

6. 災害廃棄物処理実行計画の見直し

災害廃棄物の処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行います。

7. 仮置場の運用の見直し及び返却

適切な仮置場の運用を行うために、仮置場の管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員などの人員及び重機、トラックなどの機材を配置します。

トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の便乗投棄などによる廃棄物の混入防止を図ります。

仮置場の返却にあたっては、土壌分析などを行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原

状回復を行います。

#### 8. 仮設焼却施設など

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物の処理が完了できない場合、仮設による破砕や焼却処理を行うための仮設場の設置や、広域処理の検討を行います。

仮設焼却施設などの配置にあたっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討します。

また、仮設焼却施設の解体・撤去にあたっては、仮設焼却施設など自体がダイオキシン類や有害物質などに汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類などの環境モニタリングを行い、ダイオキシン類や有害物質が飛散しないよう、周囲をカバーで覆うなどの必要な措置を施したうえで解体・撤去を行います。

#### 9. 被災家屋の解体撤去

応急対策期に準じ、引き続き解体撤去を進めます。

#### 10. 分別・処理・再資源化

復興計画や復興事業の進捗に応じて分別・処理・再資源化を行います。

#### 11. 環境対策

災害時においても十分に環境について考慮します。

- ① 環境モニタリングは、仮置場周辺の地域住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的とする。
- ② 環境対策は、大気、臭気、騒音・振動、土壌、水質などへの影響を低減する措置を講じる。
- ③ 仮置場における火災防止対策の観点からも、警備員を夜間にも常駐させ、定期的に仮置場の見回りを行う。
- ④ 可燃物を仮置きしている場合は、可燃物からの発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行う。

#### 12. 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物については、埋め立てが必要となるため、最終処分場の確保を行います。

#### 13. 協力・支援体制

災害廃棄物処理及び廃棄物処理施設復旧に係る補助金を活用するにあたって、県に対し災害査定をはじめとした補助金申請にかかる手続きなどについての助言を求めます。

<b>災害廃棄物処理計画</b>
発行年月日：令和 6 年 3 月
編 集：高浜町住民生活課
〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎 86-23-2 TEL：0770-72-7703/FAX：0770-72-4100